

議第71号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 8 知事の受ける平成30年4月分の給料月額に関する別表1の規定の適用については、同表中「1,250,000」とあるのは、「1,250,000円からその10分の1に相当する額を減じた額」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。